

資料3 公費負担に関する事例紹介

1. 公費負担事例のヒアリング調査

今回のアンケート調査では、水道事業者における繰出基準内の繰入金に関する状況や繰出基準外の繰入金等の調査を行ったが、アンケート調査の結果、繰出基準内の繰入金については、繰出基準額の全額が繰り入れできていない、又は減額されている水道事業者が見受けられ、繰出基準外の繰入金では、住民福祉の向上や災害復旧等に係る繰入金があった。

繰出基準内外の繰入金の取り扱いや考え方については、地方公共団体により様々であるが、水道事業者にとって参考となることから、本協会では水道事業者における繰入金の今後の取り扱いや考え方の参考となるよう、次の水道事業者にヒアリング調査を実施し、その結果について紹介する。

紹介事例

- 1) 千葉県企業局
- 2) 柏崎市上下水道局
- 3) 南魚沼市上下水道部
- 4) 高岡市上下水道局
- 5) 福山市上下水道局
- 6) 徳島市水道局
- 7) 松山市公営企業局
- 8) 今治市水道部

1) 千葉県企業局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
3,042,838 人	305,951 千 m ³	60,066,813 千円	115.2%	0.0%	0.9%

2. 基準内繰入金について

千葉県企業局では、県一般会計部局の財政状況の悪化のため、平成 6 年度から段階的に基準内繰入金が削減され、平成 15 年度以降、繰入は行われていない。

しかしながら、今後、水道施設の更新・耐震化等に多額の建設事業費が必要となることなども踏まえ、県一般会計部局と協議を行っているところである。

3. 基準外繰入金について

(1) 房総導水路に対する割賦負担金、緊急改築事業の負担金

①概要

平成 15 年に県一般会計部局及び関係機関との間で、既存水源の有効利用を図る水源調整計画について了解がなされた。この計画は、水源不足が見込まれていた県内事業体へ当時の水道局（以下「旧水道局」という。）の保有水源を譲渡し、その代替水源として旧水道局は房総導水路において生じていた工業用水の余剰水源を新たに水道用水の水源として取得することとしたものである。

本計画については、県一般会計部局が旧水道局に県機関の一員として協力を依頼したものであることから、旧水道局の負担増加を回避することが必要となり、県一般会計部局から旧水道局に対して資金措置を講じることとしたものである。

②繰出対象

・房総導水路に対する割賦負担金

内容：企業局が負担している金額の見合分について、県一般会計部局から繰り入れている。

一般会計からの繰入時期：当該年度

・緊急改築事業の負担金

内容：企業局が負担している金額の見合分について、県一般会計部局から繰り入れている。

（緊急改築事業は、平成 26 年度から令和 2 年度まで実施予定）

一般会計からの繰入時期：翌年度（事業費精算後とするため）

4. 災害復旧による繰入金

(1) 東日本大震災の復旧に要する経費

①概要

地方公営企業法第17条の3で定める「災害の復旧」による繰入金については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によるものがある。

具体的には、浦安市を中心に発生した液状化等により配水管設備に被害があったことによる布設工事や修繕工事の経費が挙げられる。

なお、対象となった主な工事は以下のとおりである。

災害復旧事業（東日本大震災）に係る繰出金 対象工事一覧【千葉県企業局】

年度	事業区分	対象	主な工事内容	地域
H23	国庫補助 対象事業	配水施設	送・配水管漏水修繕工事（補修金具取付等）	千葉市、船橋市、浦安市、 市川市、松戸市
			配水管布設替工事	
	導水施設	水道施設復旧工事（水道施設修繕工、配水管修繕、給水管修繕、等）		
		浄水場導水管補強工事、浄水場導水管漏水修理工事		
H23	単独事業	配水施設	水道施設復旧工事、送・配水管漏水修繕工事、配水管布設替工事	千葉市、船橋市、浦安市、 市川市、松戸市、成田市
			配水管修繕工事	
			災害復旧関連配水管布設替工事	
		排水処理施設修繕工事（汚泥脱水機修繕・・・ろ布交換工等）		
導水施設	浄水場導水管補強工事、浄水場導水管漏水修理工事			
H24	国庫補助 対象事業	配水施設	配水管布設替工事	浦安市、習志野市
	単独事業	配水施設	配水管布設替工事	浦安市、習志野市、 市川市、船橋市
H25	国庫補助 対象事業	配水施設	配水管布設替工事	浦安市
			水管橋補修工事に伴う不断水分岐弁製作並びに接合工事	
	単独事業	配水施設	水管橋上部工補修工事（橋梁修繕・可撓管設置）	浦安市
水管橋下部工補修工事（橋台改修工・仮配管工）				
配水管布設替工事				
H26	単独事業	配水施設	水管橋上部工補修工事（橋梁修繕・可撓管設置）	浦安市
			水管橋下部工補修工事（橋台改修工・仮配管工）	

※繰出基準は各年度の「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について（通知）」（総務省）に基づく
※繰出基準区分：災害復旧事業に要する経費

②算定方法

総務省通知（東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出基準）に基づいている。予算要求については、当初予算で算定することが困難であるため、補正予算にて対応する形をとった。

5. 今後の課題

今後、水道設備の更新・耐震化等に多額の建設事業費が必要となることを見込まれており、その財源の一部として、総務省通知に基づく繰り出しがなされるよう県一般会計部局と引き続き協議を行っていく必要がある。

なお、繰出金に係る一般会計の地方交付税措置の拡充がなされれば、協議に資するものとする。

2) 柏崎市上下水道局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
87,915 人	11,386 千 m ³	2,070,153 千円	102.8%	5.7%	11.0%

2. 基準内繰入金について

柏崎市上下水道局では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、8 項目であった。一般部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、予算編成時において一般部局の財政担当課と協議し、予算計上している。なお、繰入を行った経費は、次のとおりである。

消火栓等に要する経費	簡易水道の建設改良に要する経費
上水道の水源開発に要する経費	簡易水道の高料金対策に要する経費
上水道の高料金対策に要する経費	簡易水道の統合推進に要する経費
統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 簡易水道財政補助

①概要

旧簡易水道は、給水人口が少なく赤字体質だが、上水道と簡易水道の料金は同一であり、同一会計で処理していることから、簡易水道の赤字を上水道が賄うことを回避するため、収益的収支の赤字分を一般会計から繰り入れることとしている。

②対象

旧簡水であった谷根地区、高柳地区及び石黒地区が対象である。

③算定方法

旧簡水分の（前々年度 3 条収益－前々年度財政補助－前々年度 3 条支出）
× 1 / 2

(2) 刈羽村給水負担金

①概要

柏崎市と刈羽村において「柏崎市の水道事業に刈羽村の水道事業を統合す

ることに関する基本協定」(平成 21 年 8 月 26 日)が締結された。この事業統合に伴う負担金 32 億円を原資として「柏崎市公営企業経営安定基金条例」を制し、基金を設立した。同基金は、水道料金安定化対策事業及び公営企業に係る災害復旧事業債償還円滑化事業に限り処分することができるとしていることから、柏崎市上下水道局では水道料金安定化及び災害復旧事業債償還のために繰り入れている。

②繰入方法

平成 22 年度から令和 5 年度までの 14 年間を繰入期間とし、平成 22、23 年度は各 2 億円、以降の年度は各 1 億円が繰り入れられ、総額は 16 億円となる。

(3) 電源交付金事業に要する経費

①概要

発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付され、柏崎市上下水道局では、水道施設の整備のために繰り入れている。

②算定方法

事業に必要な額を予算編成時に財政担当課と協議し、予算計上し繰り入れることとしている。

4. 災害復旧による繰入金

(1) 災害復旧の元利償還金に要する経費

①概要

柏崎市における地方公営企業法第 17 条の 3 で定める「災害の復旧」による繰入金については、平成 19 年 7 月 16 日に発生した中越沖地震によるものがあつた。特別交付税に関する省令第 3 条 3 号の事項 9 に該当するものとして、起債を行った 7 億 8,970 万円についての元利償還金の全額を繰り入れている。

②算定方法

災害復旧債の当年度元利償還金の全額

5. 今後の課題

繰出基準に沿った事業に係る経費であっても、実際の繰出金の拠出は、一般会計の財政状況によって左右されることが考えられることから、繰出金の基準の明確化が求められる。

3) 南魚沼市上下水道部

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
55,599 人	6,217 千 m ³	1,464,730 千円	112.8%	13.8%	7.0%

2. 基準内繰入金について

南魚沼市上下水道部では、平成 25 年度以降における基準内繰入金については、基準額のとおり繰り入れている。財政部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、予算編成時において事前に予算要求額を示し、予算計上している。繰入を行った経費は、次のとおりである。

- ・ 上水道の水源開発に要する経費
- ・ 上水道の広域化対策に要する経費
- ・ 上水道の高料金対策に要する経費
- ・ 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費
- ・ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 福祉減免制度に係る繰入金

①概要

平成 24 年 8 月より、住民福祉の向上に寄与することを目的として創設された福祉減免制度について、その減免額を繰り入れるものである。

②対象

南魚沼市に住所を有し、市県民税が非課税世帯でかつ、高齢者（申請時における年齢が満 65 歳以上の人）のみで生活をしている世帯。ただし、世帯員のすべてが長期入院もしくは施設入所している世帯、生活保護世帯は対象外とする（南魚沼市水道給水条例施行規程第 19 条）。

③減免額

基本料金 2,415 円／月を 1,155 円／月とする。（1,260 円の減免）

④繰入額の算定

減免金額と対象予定件数から予算要求額を算出し、財政部局へ予算要求している。

(2) 基本料金減免制度に係る繰入金

①概要

平成30年4月より、市内一律同じ水道サービスを行っているなか、上水道料金と旧簡易水道料金との料金体系の不均衡を解消するための減免制度について、その減免額を繰り入れる（南魚沼市水道給水条例施行規程第19条の3）。

②対象

旧簡水区域を除く上水道区域及び旧簡水区域の基本料金。

③減免額

次の通り市内全域10³m³までの基本料金を2,200円（8%税込み）に統一する。

区分：（一般用の基本料金、8%税込み）	現行料金	改正後料金
上水道区域（旧簡水区域を除く）	2,415円	2,200円
旧簡水区域（後山、辻又、清水、栃窪・岩ノ下）	2,205円	2,200円

※令和元年10月からは消費税増税に伴い2,240円である。

④繰入額の算出

基本料金減免制度に係る必要財源を減免金額と対象予定件数から算定し、福祉減免制度に係る繰入金と合わせ、財政部局と協議の上、一般会計と水道事業会計の財政負担割合を定め、繰入額を決定する。

4. 今後の課題等

地方公営企業繰出制度の要件緩和及び拡充、地方公営企業繰出基準における算定基準の明確化が課題と捉えているが、特に算定基準の明確化については、算定基準の変更による財政計画への影響が懸念されるため、強く要望したい。

4) 高岡市上下水道局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
155,013 人	14,732 千 m ³	2,787,017 千円	121.6%	0.8%	13.4%

2. 基準内繰入金について

高岡市上下水道局では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、5 項目であった。一般部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、予算編成時において一般部局の財政担当課と協議し、予算計上している。繰入を行った経費は、次のとおりである。

- ・消火栓等に要する経費
- ・上水道の出資に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費
- ・簡易水道の事業統合推進に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 消火栓増径負担金

①概要

一般会計の財政状況により、消火栓増径に係る費用について、償還方式を採用し、その費用について繰り入れている。

②算定方式

前年度実績を元金とした企業債償還方式を準用（5 年据置、25 年元利均等）

(2) 専用水道経費負担金

①概要

地域主権一括法によって専用水道に係る事務（専用水道施設の立入検査）の移譲による費用分を繰り入れている。

②対象経費

人件費等事務費相当分

(3) 公園管理負担金

①概要

配水池の一部を公園として開放することで、その公園管理に係る維持管理費を繰り入れている。

②対象経費

対象施設の施設管理費の一部

(4) 安全対策事業負担金

①概要

平成13年度の地方公営企業繰出基準の見直しにより廃止となった安全対策経費に係る出資金等について、一般部局との協議により繰り入れている。

②算定方法

前年度実績を元金とした企業債償還方式を準用(5年据置、25年元利均等)

4. 今後の課題等

各事業体の経営努力が適正に行われるためにも、繰出し基準の要件緩和を要望する。

5) 福山市上下水道局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
448,069 人	47,324千m ³	7,540,862千円	126.3%	0.9%	12.1%

2. 基準内繰入金について

福山市上下水道局では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、5 項目であった。「上水道の水源開発に要する経費」及び「統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費」については、市長部局との覚書（覚書締結当時の繰入基準率等）に基づき繰り入れており、基準額から減額がある。その他については、予算編成時において市長部局の財政担当課と協議し、基準額のとおり繰り入れている。項目は、次のとおりである。

- ・消火栓等に要する経費
- ・上水道の出資に要する経費
- ・上水道の水源開発に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 未給水地区高料金対策事業に要する経費

①概要

平成 2 年度以降、地理的条件等から多額の建設費を要する未給水地区の解消について、市長部局との協議により覚書を締結し、事業に要する経費の一部を繰り入れている。なお、現在は 10 地域が対象となっている。

②算定方式

当該事業の収支不足額の 2 分の 1 を基本とし、企業債の元利償還金を限度としている。

(2) 災害に伴う水道料金減免に要する経費

①概要

平成 28 年 6 月大雨及び平成 30 年 7 月豪雨において、床上浸水した水道使用者に対して水道料金を減免したため、市長部局と協議を行い、当該金額を繰り入れている。

②算定方式

1 か月分の基本料金相当額

4. 今後の課題等

生活基盤施設耐震化等交付金のうち水道施設等耐震化事業について、令和元年度補正予算により採択する事業に限り、採択要件が拡大されている。

本市においては、基幹管路の耐震化率は70%を超えており、補助対象となる管路が減少している。このことから、今回の採択要件の拡大が時限措置ではなく、恒久化されることを要望する。

6) 徳島市水道局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
235, 535 人	29, 936 千 m ³	4, 208, 972 千円	115. 88%	0. 62%	7. 86%

2. 基準内繰入金について

徳島市水道局では、平成 28～30 年度における基準内の繰入金は、4 項目であった。一般部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、予算編成時において一般部局に対し、予算額を示し予算計上の依頼をしている。なお、繰入を行った経費は、次のとおりである。

- ・消火栓等に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費
- ・経営戦略の策定等に要する経費

3. 基準外繰入金について

徳島市水道局では、国の政策としての社会資本整備総合交付金やがんばる地域交付金等はあるものの、一般部局等の他会計間における基準外の繰入金はなかった。

4. 災害復旧による繰入金

(1) 東日本大震災

災害応急対策等に要する経費として、一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要した額及び災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った被災地域の応援等に要した額を求償している。

① 求償内訳

被災地域の応援等に要した経費として次の費用を求償している。

- ・飲料水の供給に伴う燃料費及び消耗品費
- ・輸送費
- ・救助事務費として旅費や時間外手当、消耗品費、燃料費

② 求償事務

求償を行う事務については、一般部局が徳島市全体の求償をとりまとめ行った。

(2) 鳥取県中部地震

鳥取県中部地震における災害救助に要する経費として、災害救助法に基づく災害救助に要する経費を求償している。

①求償内訳

災害救助に要した経費として次の費用を求償している。

- ・飲料水の供給に伴う燃料費及び有料道路通行料
- ・輸送費
- ・救助事務等にかかる経費として旅費や職員手当

②求償事務

求償を行う事務については、一般部局が徳島市全体の求償額をとりまとめて行った。

(3) 平成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨における災害救助に要する経費として、災害救助法に基づく災害救助に要する経費を求償している。

①求償内訳

災害救助に要した経費として次の費用を求償している。

- ・飲料水の供給に伴う燃料費や消耗品費、有料道路通行料
- ・救助事務等にかかる経費として旅費や職員手当、その他の経費

②求償事務

求償を行う事務については、一般部局が徳島市全体の求償額をとりまとめて行った。なお、本求償は、岡山県と愛媛県に対して行っている。

5. 今後の課題

現状における課題については、特段ないと考えているが、状況に応じて適切な対応を行う。

7) 松山市公営企業局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
482,921 人	47,879 千 m ³	7,823,116 千円	124.85%	3.2%	37.3%

2. 基準内繰入金について

松山市公営企業局では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、7 項目である。一般部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、水道管路の耐震化など事業の必要性などについては予算編成時に一般部局（市長部局）と協議をかさね理解を得ているところである。

- ・消火栓等に要する経費
- ・上水道の出資に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費
- ・簡易水道の建設改良に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 簡易水道事業の運営及び建設改良に要する経費

①概要

平成 16 年度より、簡易水道事業における事業運営費及び資本的支出の一部について、繰り入れている。

②算定方式

簡易水道事業における事業運営費の不足額分及び資本的支出不足額分の一定額(約 500 万円)

(2) 災害に伴う水道料金減免に要する経費

①概要

東日本大震災及び平成 30 年 7 月豪雨において被災され、本市市営住宅に避難されている方や土砂崩れなどで給水装置が破損し漏水した方で申請があった方について、水道料金を減免したため、当該金額を繰り入れた。

②算定方式

通常使用水量と比較し、漏水により増加したとみられる水量、及び市営住宅避難世帯については、その入居期間中の水道料金

(3) その他

災害応援についても、鳥取県中部地震及び平成 30 年 7 月豪雨については、災害救助法に基づき、負担経費分を繰り入れた。

4. 災害復旧による繰入金

(1) 災害に伴う水道施設の復旧に要する経費

①概要

平成 30 年 7 月豪雨において被害を受けた水道施設の復旧に要する経費の一部を繰り入れた。

②算定方式

災害復旧に要した修繕費及び人件費

5. 今後の課題等

地方公営企業繰出制度要件緩和、拡充及び基準の法制化、さらには、同繰出金に係る一般会計の地方交付税措置の拡充を強く要望する。

8) 今治市水道部

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
154, 275 人	19, 805 千 m ³	2, 892, 119 千円	113. 47%	8. 42%	20. 58%

2. 基準内繰入金について

今治市水道部では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、6 項目であった。総務省通知に基づき、予算編成時において一般会計部局の財政担当課と協議し、予算計上している。

協議においては、出資に要する経費について、中長期財政計画に即した事業費予算となっているかを問われているが、近年は、減額されることなく繰り入れられている。繰り入れを行った経費は、次のとおりである。

消火栓等に要する経費	統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
上水道の出資に要する経費	簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費
上水道の高料金対策に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 新都市開発事業に要する経費

①概要

「今治市新都市開発整備事業に関する覚書」で定めた新都市区域内の給水施設の整備に係る経費を一部繰り入れている。

②算定方式

上記整備に係る元利償還金の 82%が一般会計であるため、当該負担割合を繰り入れている。

(2) 島嶼部送水事業に要する経費

①概要

経営の効率化及び水源の安全対策として、小規模浄水場の廃止及び送水管による島嶼部への給水事業(来島海峡大橋送水管添架事業)を実施しており、当該事業費の一部を一般会計からの出資として繰り入れている。

②算定方式

上記事業費の 2 分の 1

(3) 島嶼部運営に要する経費

①概要

平成17年度より、島嶼部運営における収益的支出の一部について、繰り入れている。

②算定方式

平成26年度までは、減価償却費・資産減耗費・企業債利息相当額を予算額ベースで繰り入れていたが、平成27年度は決算見込ベース、平成28年度以降は決算見込の2分の1ベースでの繰入となっている。

(4) 水源の森基金積立金

①概要

平成6年度の渇水により水源林の重要性を再認識し、平成7年度水道事業会計で基金を設立し、一般会計積立分を繰り入れている。取崩額は、森林組合に対する間伐事業補助・搬出事業助成、また今治市有林の除間伐事業助成の財源としている。

②算定方式

一般会計15,000千円、水道事業会計10,000千円、25,000千円/年を積み立て、目標額の500,000千円に到達したため、平成26年度で繰入を中止した。その後は、助成金分を取り崩し、利息分を積み立てている。

(5) 旧簡易水道事業企業債にかかる償還金

①概要

平成29年4月の簡易水道統合に伴い水道事業会計へ移行した旧簡易水道事業の借入償還金（過疎債及び合併特例債）分を繰り入れている。

②算定方式

交付税算定率（70%）に基づき繰り入れている。

4. 今後の課題等

簡易水道事業の統合においては、送水事業の実施等により経営の効率化を図っているが、島嶼部では他の区域に比べ給水原価が極めて高い状況となっている。現在一地域残っている簡易水道事業については、法適化が予定されているが、法適化後も過疎債を利用できるよう調整している。また、現在新規事業のみが対象となっているが、水道事業における施設の更新についても補助対象となるよう、国等に対して強く要望する。